3　有害使用済機器保管等業者は、第一項の帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければならない。

一　帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。

二　帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

（事業の廃止等についての措置命令書の記載事項）

第十五条の七の二　法第十九条の十第一項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講ずべき保管等の措置の内容

二　命令の年月日及び履行期限

三　命令を行う理由

（土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項）

第十五条の七の三　法第十九条の十第二項において準用する法第十九条の五第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講ずべき保管等の措置の内容

二　命令の年月日及び履行期限

三　命令を行う理由

（土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項）

第十五条の七の四　法第十九条の十一第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

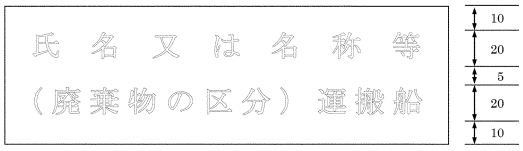
一～三　（略）

（届出台帳の調製等）

第十五条の八　法第十九条の十二第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2～5　（略）

様式第一号（第一条の三の二、第七条の二、第八条の五の二関係）



備考　1　数字は、センチメートルを示す。

2　文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。

3　文字及び数字の太さは２センチメートル以上、間隔は３センチメートル以上を標準とすること。

4　氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。

⑴　市町村　市町村の名称

⑵　市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者　市町村の名称

⑶　一般廃棄物収集運搬業者　許可を受けた市町村の名称及び許可番号

⑷　事業者　氏名又は名称

⑸　都道府県　都道府県の名称

⑹　産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者　氏名又は名称及び許可番号

⑺　法第12条の７第１項の認定を受けた者　名称及び認定番号

⑻　法第15条の４の２第１項の認定を受けた者又は法第15条の４の４第１項の認定を受けた者　氏名又は名称及び認定番号

5　廃棄物の区分については、収集又は運搬する廃棄物の種類に応じて一般廃棄物又は産業廃棄物の別を記載すること。

（新規）

（新規）

（土地の形質の変更に関する措置命令書の記載事項）

第十五条の七の二　法第十九条の十第二項において準用する法第十九条の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

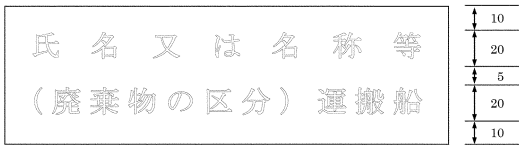
一～三　（略）

（届出台帳の調製等）

第十五条の八　法第十九条の十一第一項の届出台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2～5　（略）

様式第一号（第一条の三の二、第七条の二、第八条の五の二関係）



備考　1　数字は、センチメートルを示す。

2　文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色とすること。

3　文字及び数字の太さは２センチメートル以上、間隔は３センチメートル以上を標準とすること。

4　氏名又は名称等の部分には、次に掲げる者ごとにそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。

⑴　市町村　市町村の名称

⑵　市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者　市町村の名称

⑶　一般廃棄物収集運搬業者　許可を受けた市町村の名称及び許可番号

⑷　事業者　氏名又は名称

⑸　都道府県　都道府県の名称

⑹　産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者　氏名又は名称及び許可番号

（新規）

⑺　法第15条の４の２第１項の認定を受けた者又は法第15条の４の４第１項の認定を受けた者　氏名又は名称及び認定番号

5　廃棄物の区分については、収集又は運搬する廃棄物の種類に応じて一般廃棄物又は産業廃棄物の別を記載すること。